

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 54 年 6 月まで
昭和 54 年 1 月に結婚し、その後間もないころに社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の職員から、「厚生年金保険とつながるように保険料を納付できる。」と言われた。
その後、郵送されてきた納付書により保険料を納付し、その領収書を現在も保管している。
社会保険事務所は、申立期間は国民年金に加入できない期間であり、納付した保険料を還付していると言ったが、還付を受けた憶えは無く、還付の通知を受けていれば、領収書と一緒に保管しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す過年度保険料納付書・領収証書及び国民年金保険料領収書から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 54 年 7 月 12 日に国民年金に任意加入したとされているが、申立人は、「昭和 54 年 1 月に結婚し、間もないころに国民年金の加入手続を行った。」と主張しており、申立人が所持する年金手帳には、53 年 12 月 1 日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得した旨が記載されていることを踏まえると、申立人は、結婚直後に国民年金の加入手続を行い、53 年 12 月 1 日にさかのぼって強制加入被保険者として資格を取得し、厚生年金保険の被保険者である夫と結婚した 54 年 1 月以降は任意加入被保険者として加入していたものと推認される。

さらに、申立人が所持する過年度保険料納付書・領収証書に記載されている過年度保険料の納付期限は、任意加入したとされる昭和 54 年 7 月の同月末と記載されているところ、その時点を納付期限とする合理的理由は見受けられない上、特殊台帳及び申立人が居住していた町が保管する国民年金被保険者名簿

によると、55年11月17日に同町から社会保険事務所へ保険料還付の進達が行われ、社会保険事務所は同年11月19日に還付決議を行っていることが確認できる。この双方の還付対象期間に係る記録が一致しておらず、還付保険料には強制加入期間であって還付する必要のない53年12月の保険料相当額も含まれているなど、申立人の記録には不自然な点が多々見受けられ、行政側の事務処理や記録管理が適切に行われなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

昭和53年4月下旬に会社を退職し、その直後に市役所の本所か支所において、国民年金の再加入手続を付加保険料の納付申出と一緒にを行い、保険料を付加保険料と併せて納付した。

結婚当初から、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、夫の分は納付済みとなり、私の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間直後から付加保険料も併せて納付しており、申立人の納付意識は高いものと考えられる。

また、申立人の夫も、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は会社を退職した直後に国民年金の再加入手続に併せて付加保険料の納付申出を行ったと主張しているところ、この納付申出の時点については、申立人が所持する年金手帳には昭和53年4月、特殊台帳には同年12月、さらにオンライン記録には54年4月と記録されているなど、それぞれ、記録が相違しており、行政側の記録管理に不備があったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年10月26日）及び資格取得日（昭和46年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月26日から46年5月1日まで
昭和44年9月20日から48年8月14日まで継続してA事業所に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険に加入していないことが判明した。
給与明細書等は無いが、職務内容や給与形態等に変更は無く、同僚の証言もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A事業所において昭和44年9月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年10月26日に資格を喪失した後、46年5月1日に同事業所において、再度、被保険者資格を取得しており、45年10月から46年4月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、申立人の上司及び同僚2名と事務担当者の証言から、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更も無かったこと、また、上司のもとで勤務し仕事内容も同じであったことが確認できる上、当該上司は、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、「私は、独立するため退職したが、申立人は引き続きA事業所に勤務し保険料を控除されていたと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年10月から46年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を申立期間①については昭和43年4月1日に、申立期間②については45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①については2万4,000円とし、申立期間②については4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和45年11月1日から同年12月1日まで

昭和41年4月1日から現在まで継続してA事業所に勤務しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された職員カード、同事業所の事務担当者の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人は、同事業所に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA事業所本社から同事業所B支店に異動し、45年11月1日に同事業所B支店から同事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所におけるA事業所の記録から、申立期間①については2万4,000円とし、申立期間②については4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料等はない。一方、昭和40、50年代には申立人以外にも転勤に伴う資格喪失日と資格取得日が一致していない被保険者が複数存在することから、申立期間①については、事業主が厚生年金保険の資格取得日を異動

の発令日である43年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月1日と記録することは考え難いことから事業主が同日を資格取得日と届け、また、申立期間②については、事業主が資格取得日を異動の発令日である45年11月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年12月1日と記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年4月及び同年5月並びに45年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛国民年金 事案 442（事案 122、360 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 4 月まで
申立期間については、平成 20 年 4 月 14 日付け総評相第 13 号及び同年 10 月 30 日付け愛媛相第 75 号において国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない旨の通知を受け取ったが、保険料は必ず納付しているので、再び新たな資料が無いかと、家の中を捜したところ、仏壇の引出しの中から、国民年金保険料の納付に関するメモを書いた昭和 40 年代の会葬御礼のはがき、銀行の封筒、亡夫の給料袋等が見つかったので、資料として提出し、改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料が無く、申立期間は未加入期間で保険料を納付することができなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、新たな資料として関係者 3 人の証言文を提出し、改めて申立期間に係る申立てを行ったものの、当該期間の保険料を納付していることを裏付けるものとは言い難いなどとして、平成 20 年 10 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間について、申立人から国民年金保険料納付を示す資料として、新たに申立人が当時備忘録的にメモ書きしていたとする、①「国民年金に任意で加入し、昭和 36 年から 3 か月に 1 回払っている。」旨のメモ書きをした昭

和 43 年 9 月に亡くなった義父の会葬御礼のはがき、②同年 9 月ころに保険料額等をメモ書きした銀行の封筒、③「申立人の氏名、36 年より 1 か月 150 円 3 か月分役場に払いに行った。」と書かれた 43 年 11 月ころの亡夫の勤務先の給料袋、④「申立人氏名（中略）36 年より払っていた（中略）事務長より証明を頂いてきた。」旨のメモ書きをした昭和 47 年 2 月の亡夫の勤務先の給料袋、⑤「昭和 48 年 2 月になっても免状は送ってきません。（中略）役場に 3 か月に 1 度払っています。」旨のメモ書きをした 48 年 2 月の亡夫の給料袋、⑥「私は 36 年より国民年金を掛けています。（略）」旨のメモ書きをした申立人の長女の結納（昭和 47 年）時の目録、⑦「57. 4. 25 日退職（中略）病院、保管すること（中略）年金手帳 2 通を入れてあり。」旨メモ書きした 57 年当時の社会保険事務所の封筒及び⑧「（略）48 年まで掛けました（略）。」旨のメモ書きした国民年金手帳が提出された。

しかしながら、上記の提出資料については、古くても昭和 43 年以降に存在しているものであり、それぞれの資料に記載されたメモ書きが同年 9 月以降に申立人により記載されたものと推認されるところ、申立人が提出した会葬御礼のはがき、長女の結納目録等の資料に、申立人が 36 年からの保険料を納付している旨を備忘録的にメモ書きする必然性が見当たらない。

また、それぞれの提出資料のメモ書きの内容等を見ると、いずれの資料においても、申立人がメモ書きをした時期を特定することができず、納付日等の具体的な納付状況が記載されていない上、申立人が提出した昭和 43 年 9 月ころに保険料額等をメモ書きした銀行の封筒に記載している金額について、申立人は当時の 2 か月分の保険料と説明しているところ、当時の保険料額とは大きく乖離^{かいり}しているなど、メモ書きに不自然な点が見受けられ、申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものとまでは言い難く、この他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月25日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。私は、脱退手当金を請求し、受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録があるページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和20年8月25日に同資格を喪失し、厚生年金保険被保険者期間が6か月以上ある12名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7名について厚生年金保険被保険者資格の喪失日の約4か月後の昭和20年12月20日に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも脱退手当金の請求手続の時期が退職後間もないころであることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和20年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年5月まで
申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同事業所に勤務していた同僚の証言から推認できるが、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録は無く、健康保険被保険者番号の欠番も見当たらない。

また、A事業所の当時の事業主は既に死亡しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない上、申立期間当時の同僚は、「採用から3か月程度は見習い期間があった。」と証言しており、申立人についても、同事業所は入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除についての記憶は明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月ころから 35 年 11 月ころまで
申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA事業所での業務内容が、申立期間当時、同事業所に勤務していた同僚及び同事業所の従業員7名の証言とほとんど一致し、同事業所が申立人の戸籍謄本を保管していたことから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A事業所で勤務していた同僚及び同事業所の従業員7名から聴取しても、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことを示す証言が得られない上、同事業所の事業主は、「申立期間当時は、父が事業主であり、申立人の厚生年金保険の加入手続をしたかどうか資料が無く不明である。」としており、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

また、申立期間当時、A事業所に勤務していた従業員は、「採用時に会社から3か月間の試用期間後に正規採用するとの説明を受け、3か月後に厚生年金保険に加入した。」と証言しているとともに、別の従業員も、「当時は従業員の出入りが激しく、辞める者が多かったので試用期間があったように思う。厚生年金保険に加入するまでに辞める者もいた。」と証言しており、申立人についても厚生年金保険の加入手続がなされていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録は無く、同名簿の健康保険被保険者番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 21 日から 45 年 3 月 21 日まで
② 昭和 60 年 1 月から 61 年 10 月 1 日まで

申立期間①においては妻と一緒にA事業所B支店に、申立期間②においてはC事業所に勤務していたので、それぞれの申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録が無く、申立期間①を含む同期間の前後の期間において健康保険被保険者番号の欠番も無い上、申立人が同事業所B支店で一緒に勤務していたとする申立人の妻及び当該期間に同事業所同支店に在籍していた同僚から聴取しても、申立人が申立期間①において申立てに係る事業所に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができない。

また、申立期間②については、申立人がC事業所に勤務していたことは雇用保険の加入記録から確認できるが、同事業所の社会保険事務担当者から、「厚生年金保険には、正社員は加入させているが、正社員以外は日雇い社員として扱っており、同社員については厚生年金保険には加入させていない。」と証言している上、申立人も同事業所において正社員ではなくアルバイトとして雇用されていたと述べていることから、同事業所は申立人を日雇い社員として雇用し、厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

さらに、申立期間②を含む昭和 59 年 6 月 1 日から 61 年 10 月 1 日までの期間において、申立人は国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人から聴取し

ても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月から30年7月まで
② 昭和30年8月から31年1月まで

申立期間①においてはA事業所、申立期間②においてはB事業所に勤務していたので、それぞれの期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②において、それぞれ、A事業所及びB事業所に勤務していたことは、当時事業所に勤務していた同僚等の証言から推認できる。

しかしながら、申立期間①について、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の記録は無く、健康保険被保険者番号の欠番も無い上、同名簿によれば、同事業所において、申立人が入社した昭和29年7月時点において既に勤務していたとする複数の従業員は30年6月に厚生年金保険に加入しており、A事業所は従業員全員については入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立期間②について、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の記録は無く、健康保険被保険者番号の欠番も無い上、当時の事業主の子からの、「入社後、3か月ぐらいしてから厚生年金保険の加入手続をしていた。」との証言以外に申立人の厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができず、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた事実を推認することができない。

さらに、A事業所とB事業所は既に全喪しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料が無い上、それぞれの事業所の当時の担当者も死亡又は不明であり、厚生年金保険料の控除に係る

証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。